

## 序 文

中小企業基本法第10条において、政府は、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない旨が規定されており、これに則り、中小企業庁は、平成16年度から毎年、「中小企業実態基本調査」を実施しています。本調査報告書は、平成19年度の中小企業の決算データ等を基に提出された回答を集計し、取りまとめたものです。

我が国経済は、2007年11月以降景気が後退し、特に、2008年の秋以降は、米国発の世界的な金融危機の影響から、輸出、生産の急激な減少、それらに伴う収益の大幅な悪化に見舞われました。とりわけ、中小企業は、その影響の直撃を受け、かつてない厳しい経営環境に直面しています。その一方で、我が国経済においてグローバル化、IT化、少子高齢化・人口減少等の構造的な変化が進展する中、中小企業は、事業環境の変化に対応しつつ、新たな付加価値を創造し、我が国経済の持続的な成長を支える役割が期待されています。

こうした状況の中で、時代が求める中小企業政策を的確に企画・立案していくためには、全国420万の中小企業の実態を把握することが不可欠です。本調査は、他の統計調査では得ることのできない、中小企業全般の財務面や経営面のデータを定期的に把握する統計調査として重要なものです。

本調査報告書が、我が国の中小企業の実態の研究や財務分析、政府や地方公共団体の中小企業施策の企画立案など、様々な目的に幅広く御活用いただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に際し、多くの中小企業者の皆様や関係各機関から多大なる御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。

平成21年7月

中小企業庁長官 長谷川 榮一